



夜間中学設置応援資料

夜中を全国に！

夜間中学は、学びを希望する多様な生徒が、共に学ぶことができる場です。文部科学省は一人でも多くの方が学べるよう、夜間中学の設置に向けて地方公共団体を応援しています。



イラスト提供：札幌市教育委員会



文部科学省

本プロジェクトは、地方公共団体や夜間中学・自主夜間中学関係者、夜間中学在校生・卒業生、支援者等の理解・協力の下で、文部科学省が企画・作成していくものです。

夜間中学で学んでよかったです

全国初の県立夜間中学 徳島県知事 飯泉嘉門

年齢や国籍を問わず、
学び直しを強く希望する方
の夢や目標の実現を支援す
る、全国初の県立夜間中学
「徳島県立しらさぎ中学校」
が、令和3年4月に開校し
ました。

「徳島ならでは」の学びを随所に取
り入れ、一人ひとりに寄り添った教育活動
を行っています。今後とも、「誰一人
取り残さない学び」の実現に
取り組んで参ります。



夜間中学卒業生・Kさん

夜間中学とは「誰もがもう
一度中学生になれる」場所。
国籍や年齢関係なくみんなが同
じ立場で勉強ができます。



私は夜間中学に入学してから
世界が変わりました。明るく、積
極的な性格になりました。

友達も増え、勉強も楽しくなり3年生で生徒
会長にもなりました。是非、夜間中学で
学校生活を送ってほしいです。

夜間中学在校生・Kさん

私は、10カ月前に日本に
きました。区役所に父と相談
に行って、夜間中学を紹介され
ました。家の近くにあってよかつ
たです。



毎日学校に早く行って、数学、
英語、日本語と漢字の勉強を
がんばりました。

高校に受かることができました。みんなと
勉強したり遊んだりして楽しかったです。
将来はプログラマーになりたい
です。

特定非営利法人青少年 自立援助センター定住外国人 支援事業部

責任者 田中宝紀

誰一人取り残さない
学びの場。

その最前線である
夜間中学が、ひとりでも
多くの人の未来を照らしますように。



夜間中学在校生・Nさん



中学時代には全く分から
なかつた数学の問題を一つ
一つ解くことができるようになり
「勉強が楽しい」「やればでき
る」という自信がついています。
それは私だけの努力ではなく
先生が分かるまで何回も何回

も教えてくれるからということと、仲間の「がんばり」
に励まされるからです。

いろいろな世代の人達と過ごす時間
はとても楽しいです。

いろいろなひとに会えて楽しい
自分の今まででいいんだと思えた

母校だと誇れるような学校を創りたい

夜間中学卒業生・浦川さん
夜間中学校と教育を語る会・会長



「すべての人に学ぶ喜びを」
5歳の時九州の飯場に置いて行
かれ、静岡、川崎を渡り歩き、12
歳から福島、北海道の現場で働き
ました。

新聞で夜間中学を知り、やつと
17歳にして中学生になることが
できました。定時制高校に入り、24歳で会社員
となり、給料も倍になり将来が明るくなりました。
一戸建てを買うこともできました。

現在は3人の孫と楽しく暮らして
います。



全国初の単独校長を設置

札幌市教育委員会
教育長 檜田 英樹



開校に向け、有識者や自
主夜間中学の関係者など、
市民の意見を広く取り入れ
てきました。

主役となる生徒一人一人の
「学びたい」を受け止め、自分の母校
だと誇れるような、市民総ぐるみ
でつくり育していく学校を
目指します。

学びたいという気持ちに応えたい

八王子市立第五中学校
夜間学級 教諭 内山彩圭



年齢や国籍もさまざまな
中で、お互いを尊重し、楽
しく学んでいます。
生徒から学ぶことも多い
です。
生徒の学習意欲は高く、
それに応えられるよう
がんばっています。



江戸川区立小松川第二中学校
統括校長 横澤広美



人生百年時代、人生において
「学ぶこと」に遅いことはありません。
一人一人の「学びたい」という気
持ちに応えることができる場所が
「夜間中学校」です。わからないことや
できないことは恥ずかしいこと
ではありません。

授業を通して、仲間と共に学び「わかった」という
喜びと、仲間と共に築き「できた」という喜びを通し
て中学校の良き思い出を作ってみませんか。
あなたの踏み出す一歩が、さらに豊かな
人生へつながっていきます。

勉強する場があって嬉しい

本資料の趣旨と政府方針

ここでは、本資料の趣旨や主な閣議決定など政府の方針について紹介しています。

◆ 夜間中学とは

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。

◆ 教育機会確保法の成立

平成28年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立しました。本法律により、地方公共団体は、夜間中学における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとするとされました。



◆ SDGs

また、SDGsの観点からも、2030年の目標に向け、国内の外国人が国民と同様の教育を受けられるよう、夜間中学への積極的な受け入れが期待されています。加えて、増加する不登校児童生徒やその経験者にとっても、夜間中学は将来の進学等に向けた希望となっています。

※持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。（外務省HPより）

この資料では、各地方公共団体における夜間中学の設置に向けた検討が進むよう、また、既に設置されている地方公共団体においては、夜間中学での一層の希望者の受け入れや教育活動の充実等が図られるよう、設置・運営上の工夫や具体的な事例などを紹介しています。

いまこそ「**夜中を全国に！**」を合言葉に、夜間中学の設置・充実を促進し、学びたい一人ひとりを応援しましょう。

● 就学の機会の提供は、自治体の責務です

教育機会確保法では、以下のように規定されています。

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
(平成28年12月14日公布)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する**責務を有する**。

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかつものうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、**夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供**その他の必要な措置を講ずるものとする。

● 夜間中学の全国設置は、日本国政府の方針です



「夜間中学の教育活動を支援するとともに、**今後5年間ですべての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置**される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。」

(菅前総理大臣答弁 令和3年1月25日 衆議院予算委員会)

各種閣議決定文書においても設置促進がうたわれています。

- 「教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」
(第3期教育振興基本計画 平成30年6月15日閣議決定)
- 「全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、（中略）全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する」
(子供の貧困対策に関する大綱 令和元年11月29日閣議決定)
- 「多様な児童生徒等の教育機会を保障するため、夜間中学の設置（中略）を推進する。」
(経済財政運営と改革の基本方針2021 令和3年6月18日閣議決定)

夜間中学の設置等状況

ここでは、全国設置に向けて、夜間中学の設置状況や検討状況、既設の夜間中学の一覧を紹介しています。

文部科学省では、各都道府県・指定都市に少なくとも1校の設置を推進しています。入学を希望する方が実際に通学可能な範囲で少しでも多く設置されることが重要です。

都道府県において、協議会等を設けて、域内を総合的にコーディネートされることが期待されています（市域や県域を超えた調整を含む）。

● 夜間中学の設置・検討状況（令和4年4月時点）

令和4年4月に、札幌市、相模原市、三豊市、福岡市に4校が新設され、設置数は**15都道府県40校**となりました。

令和5年度には、仙台市、千葉市、静岡県、姫路市、令和6年度には福島市、泉佐野市が設置予定であり、群馬県、鳥取県、岡山市、大牟田市、長崎県、熊本県・熊本市、宮崎市でも設置に向け検討中です。このほかの自治体からも隨時ご相談を受けています。

